

I 令和2年度の指定団体等

県では、平成30年3月に、平成30年度から令和3年度までの4年間を計画期間とする「第Ⅴ期宮城県公社等外郭団体改革計画」※（以下「第Ⅴ期計画」という。）を策定しました。

令和2年度は、49団体を公社等外郭団体（以下「公社等」という。）として指定しました。指定団体は、「公社等外郭団体一覧」（P11）のとおりです。

このうち、収支状況等が良好で、更なる経営改善や経営基盤の強化を目指す公社等を「自立支援団体」に分類し、県の関与の度合いを弱め、一層の自立的な運営を促進することとしていますが、令和2年度は41団体が該当しています。

一方、業務実績が停滞するなど経営改善が必要な公社等や、第三セクター等改革推進債を活用し経営改善に取り組んでいる公社等を「改善支援団体」に分類し、県の指導を重点化することとしていますが、令和2年度は8団体が該当しています。これらの団体については、経営改善に向けた数値目標と具体的な取組を定めた「改革スケジュール」を作成し、それぞれの課題解決に向けた取組を進めてきました（「Ⅴ 改善支援団体の取組状況」（P13～）を参照）。

また、廃止又は統合することが決定し、今後本計画の指定団体から外れることが見込まれる公社等を「進行管理団体」に分類し、県は廃止又は統合に向けた必要な助言又は指導を行うこととしていますが、令和2年度の該当はありませんでした。

なお、第Ⅴ期計画では、計画期間中においても指定団体の分類変更の検討を行い、団体の経営状況等の変化に合わせ、適切な進捗管理を行うこととしています。

※この計画は、県と公社等が、それぞれの役割及び責任の分担を明確にし、公社等の自律性を高め、両者が協働して、県民福祉の向上に努めるため、社会情勢の変化や東日本大震災からの復興における役割を果たすとともに、復興後のステージを見据えた役割等を考慮しながら、公社等の役割・意義を問い直し、公社等への県の関与の適正化及び公社等の自立的運営の更なる促進を図ることを目的としています。

II 県の取組内容

1 経営評価の実施

経営評価は、公社等が事業実施後に自ら実績を評価して、翌年度以降の経営に反映させるものです。県は、令和2年度指定の49団体に対し、公社等が実施した経営評価の報告に対して、所管部局（主務課）が主体となって公社等に必要な助言又は指導を行いました。

また、第Ⅴ期計画では、「改善支援団体」に分類された公社等を、宮城県公社等外郭団体経営評価委員会（公認会計士4人、中小企業診断士1人、経営士1人の計6人で構成）による調査審議の対象としていることから、令和2年度は、「改善支援団体」全8団体のうち、阿武隈急行（株）及び（公社）宮城県物産振興協会について調査・審議を行いました。所管部局（主務課）は、経営評価委員会から出された各団体の経営改善に関する意見に基づき、適切な助言又は指導を継続して行うこととしています。

○ 経営評価委員会の意見

<p>阿武隈急行(株)</p>	<p>【団体の短期的及び中長期的ビジョンについて】 団体は、利用者の増加、経費削減、運輸収入以外の収益の増加など経営改善に向けた短期的ビジョンを策定するとともに、沿線地域の将来像や今後の団体を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえて、経営安定化に向けた中長期的ビジョンを策定すること。また、策定後は県と協力しながらビジョンの確実な履行に取り組むこと。(県・団体)</p> <p>【団体の沿線自治体との連携の在り方について】 団体は、観光客の誘致に向けたイベントの開催や各駅から観光資源へのアクセスの充実について、沿線自治体やバス、タクシー等の運輸事業者と連携し、地域外からの鉄道利用者の増加に努めること。併せて、これらの取組への協力や阿武隈急行の存続について地元住民の理解を得られるように一層努めること。(団体)</p> <p>【団体に対する県の支援の在り方について】 県は、今後の沿線地域の活性化に関する県としての基本的な考え方と、団体の公益的貢献度を整理した上で、沿線市町や福島県と連携して団体を支援するとともに指導すること。 特に、団体が短期及び中長期的ビジョンを策定する際には、県は、当該地域の公共交通体系の在り方(鉄道事業の存廃を含む。)を念頭に置きながら、団体の将来像について筆頭株主である福島県や沿線市町と協議し、的確に指導すること。(県)</p>
<p>(公社)宮城県 物産振興協会</p>	<p>【物産の販売量の拡充について】 団体は、消費者ニーズに対応した販売手段の導入や販路の開拓、内部人材の育成など、物産の販売数量の拡大に向けた販売戦略を構築し、収支改善に取り組むこと。 特に、Eコマースは競争が激しい分野であることから、Eコマースに長けた外部専門家を有効に活用するとともに、公益法人としての役割を意識して事業展開を図ること。(団体)</p> <p>【会員の増加に向けた取組みについて】 公益性を確保する上でも会員数の増加を図ることが重要であることから、団体は、県内事業者のニーズや団体に対する期待を的確に捉えた上で、会員になるメリットの一層の充実を図り、会員数の増加に努めること。(団体)</p> <p>【組織の見直しについて】 団体は、公益法人であることの利点及び制約、団体の役割、財務状況、事業の効率性等を考慮し、一般法人化をはじめとする組織形態の見直しや、営利事業と非営利事業の分割、他団体との統合などの組織再編の可能性について、県と共に検討すること。(県・団体)</p>

2 財政的関与の適正化

公社等の自立的運営を促進するため、委託金（随意契約に係るもの）・補助金・負担金による県の財政的関与について、段階的な縮減に努めてきたところです。

令和2年度の実績額は、18,192,749千円で、令和元年度実績対比で169.0%、平成30年度実績対比で178.8%となっています。

なお、令和2年度の実績額が令和元年度対比で増加したのは、主に（社福）宮城県社会福祉協議会等の団体で増加したことによるものです。

○ 県の財政的関与額

（単位：千円）

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績	R2実績 /H30実績	R2実績 /R1実績
委託金	6,356,380	6,877,499	5,921,097	93.2%	86.1%
補助金	3,620,203	3,720,587	12,098,533	334.2%	325.2%
負担金	199,702	168,142	173,119	86.7%	103.0%
合計	10,176,285	10,766,228	18,192,749	178.8%	169.0%
単年度貸付額	2,111,678	2,095,974	3,444,448	163.1%	164.3%
年度末貸付金残高	102,483,685	98,665,900	98,397,529	96.0%	99.7%
損失補償（債務保証）残高	20,963,918	18,892,217	17,551,000	83.7%	92.9%

※委託金については、随意契約に係るもののみ集計（指定管理者制度に係る管理委託料のうち、公募によるものは含めていない）

3 委託の在り方の見直し

公社等への委託に当たっては、その必要性及び業務内容を随時見直すとともに、随意契約で委託している業務について競争入札の適用の可否を検討しています。

また、指定管理者制度により公の施設の管理者の募集を行うに当たっては、「指定管理者制度運用指針」（平成20年7月9日制定）に基づき、原則として公募することとしています。令和3年3月31日現在で、公社等が指定管理者となっている施設は前年度と同数の24施設ありますが、そのうち11施設が公募によるものであり、非公募は13施設となっています。

○ 県の公の施設の指定管理者となっている公社等外郭団体

(令和3年3月31日現在)

	団体名	施設名称
公 募	(公財)宮城県文化振興財団	○宮城県民会館※
	(社福)宮城県社会福祉協議会	○宮城県介護研修センター ○宮城県援護寮 ○啓佑学園 ○宮城県第二啓佑学園 ○宮城県船形の郷 ○宮城県七ッ森希望の家
	(一財)みやぎ産業交流センター	○みやぎ産業交流センター※
	(公財)宮城県スポーツ協会	○宮城県第二総合運動場(宮城県仙南総合プール及び宮城県長沼ボート場を除く)※ ○宮城県総合運動公園(宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにそれらの周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場に限る)(2施設)※

※ 共同企業体による管理

非 公 募	(公財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団	○宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター
	(公財)慶長遣欧使節船協会	○宮城県慶長使節船ミュージアム
	(公社)みやぎ農業振興公社	○宮城県岩出山牧場
	宮城県住宅供給公社	○改良県営住宅、地区施設及び改良住宅駐車場(8施設) ○特定公共賃貸住宅及び駐車場(2施設)

4 公社等代表者への充て職等の廃止・縮小

公社等の自律性を高める観点から、知事等が代表者に就任している公社等については、その必要性を見直し、充て職の廃止に向けた取組に努めることとしています。

令和3年6月30日現在で代表者への充て職等を実施している団体は、前年度と同じ4団体となっていますが、理事等の互選により代表者に就任しています。

○ 代表者への充て職等を行っている団体

<ul style="list-style-type: none"> ・ (公財)東北自治研修所 《代表理事：公務研修所長》 ・ (公社)宮城県観光連盟 《代表理事(会長)：知事》 ・ (株)仙台港貿易促進センター 《代表取締役会長：副知事》 ・ (公社)宮城県国際経済振興協会 《理事長：副知事》

5 県職員の派遣の適正化

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」(平成12年法律第50号)に基づく令和3年3月31日現在の公社等への県職員の派遣状況は、団体数・派遣人数ともに前年度と同数となっています。

○ 県職員の派遣団体数と派遣人数

	令和2年3月31日	令和3年3月31日	増減
団体数	5団体	5団体	±0団体
派遣人数	12人	12人	±0人

○ 派遣団体名と派遣人数(令和3年3月31日現在)

団体名	人数	団体名	人数
(公財)東北自治研修所	1人	(公社)みやぎ農業振興公社	1人
(公財)みやぎ産業振興機構	6人	(公財)宮城県スポーツ協会	2人
(公社)宮城県国際経済振興協会	2人	計	12人

6 県退職者の再就職の適正化

県退職者の再就職については、公社等の自立に向けて必要な特定の知識・経験・能力等に配慮して適正に行うこととしており、「職員の退職管理に関する条例」(平成27年宮城県条例第80号)に基づき、再就職の透明性、公平性、妥当性を確保しながら適切に運用しています。また、県退職者の公社等への再就職の状況については、「職員の退職管理に関する取扱要綱」(平成28年4月1日施行)に基づき、公社等を含む法人等への県退職者の再就職の状況を公表しています。

令和元年度及び令和2年度に知事部局の部局長、次長、課室長、地方公所長等で退職した職員のうち、条例に基づき届け出られた再就職状況(令和2年7月から令和3年6月末まで)については、公社等への再就職者は22人で、うち常勤役員10人、常勤職員11人、非常勤職員1人となっています(役員兼職員の場合は役員に分類)。

Ⅲ 公社等の取組内容

1 経営評価の実施

県は、公社等に対し、令和2年度の経営状況について「公社等の公益的使命と県が期待する役割への対応」、「組織運営の健全性」、「財務の健全性」の観点より総合評価を行うこととしています。

また、改善支援団体に分類された公社等にあつては、具体的な取組について改革スケジュールを作成しました(各団体の改革スケジュール及び取組状況は、「Ⅴ 改善支援団体の取組状況」(P13～)を参照)。

(1) 総合評価

「公社等の公益的使命と県が期待する役割への対応」、「組織運営の健全性」及び「財務の健全性」を踏まえた総合評価

	対象 団体数	A (概ね良好)	B (改善の余地あり)	C (改善措置が必要)	D (大いに改善措置が必要)
令和2年度	49 団体	27 団体 (55.1%)	21 団体 (42.9%)	1 団体 (2.0%)	0 団体 (0.0%)
令和元年度	49 団体	23 団体 (46.9%)	24 団体 (49.0%)	2 団体 (4.1%)	0 団体 (0.0%)

【参考指標】

① 組織運営の健全性

	対象 団体数	A (概ね良好)	B (改善の余地あり)	C (改善措置が必要)	D (大いに改善措置が必要)
令和2年度	49 団体	39 団体 (79.6%)	10 団体 (20.4%)	0 団体 (0.0%)	0 団体 (0.0%)
令和元年度	49 団体	33 団体 (67.3%)	16 団体 (32.7%)	0 団体 (0.0%)	0 団体 (0.0%)

※組織運営評価シートに基づき算定（組織運営評価シートは行政経営推進課ホームページに掲載）

② 財務の健全性

	対象 団体数	A (概ね良好)	B (改善の余地あり)	C (改善措置が必要)	D (大いに改善措置が必要)
令和2年度	49 団体	20 団体 (40.8%)	24 団体 (49.0%)	5 団体 (10.2%)	0 団体 (0.0%)
令和元年度	49 団体	20 団体 (40.8%)	25 団体 (51.0%)	4 団体 (8.2%)	0 団体 (0.0%)

※財務評価シートに基づき算定（財務評価シートは行政経営推進課ホームページに掲載）

(2) 当期正味財産増減額及び当期純利益（当期純損失）の状況

令和2年度決算において当期正味財産の増又は当期純利益を計上している団体は31団体で、金額は合計で3,274百万円となっています。

また、当期正味財産の減又は当期純損失を計上している団体は16団体で、金額は合計で△1,316百万円となっています。

	対象 団体数	当期正味財産の増 又は当期純利益を計上		当期正味財産の減 又は当期純損失を計上	
		団体数	金額合計	団体数	金額合計
令和2年度	47 団体	31 団体	3,274 百万円	16 団体	△ 1,316 百万円
令和元年度	47 団体	26 団体	1,743 百万円	21 団体	△ 2,991 百万円

※当期純利益（当期正味財産増減額）が0円の宮城県道路公社及び損益ベースでの決算書を作成していない宮城県商工会連合会の計2団体を除いて集計

2 経営基盤の確立等

(1) 役職員数の適正化

令和3年3月31日現在の公社等外郭団体の常勤役員数は64人となっており、そのうち県からの派遣職員は0人、県退職者は48人となっています。

また、常勤職員数は1,338人となっており、そのうち県からの派遣職員は12人、県退職者は79人となっています。

① 常勤役員数

令和2年3月31日現在			令和3年3月31日現在			増 減		
総数	県職員	県退職者	総数	県職員	県退職者	総数	県職員	県退職者
65人	0人	49人	64人	0人	48人	△1人	±0人	△1人

② 常勤職員数

令和2年3月31日現在			令和3年3月31日現在			増 減		
総数	県職員	県退職者	総数	県職員	県退職者	総数	県職員	県退職者
1,330人	12人	76人	1,338人	12人	79人	+8人	±0人	+3人

(2) 報酬・給与の適正化

県の出資割合が25%以上の団体については、常勤役職員の平均年収を団体改革実績・計画表に記載しています（「VI 公社等外郭団体の団体改革実績・計画表」（P23～）を参照）。

3 経営責任の明確化と経営管理及び監査体制の強化

(1) 役員等への民間経験者の登用

役員等については、経営感覚に優れ、事業に精通した人材の登用が望ましいことから、民間経験者を含む多様な人材を活用するよう努めており、登用の状況は次のとおりです。

	登用している	登用していない
令和2年度	37団体（75.5%）	12団体（24.5%）
令和元年度	37団体（75.5%）	12団体（24.5%）

(2) 公認会計士又は監査法人による監査体制

監査体制については、公認会計士等法人の業務運営や会計制度などに一定の知見を有する外部の専門家を活用するよう努めており、公認会計士・税理士による会計・経理業務への関与の状況は次のとおりです。

なお、「関与している」に分類された団体のうち18団体（36.7%）は公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し、監事（監査役）監査を実施又は監査法人による監査を実施しています。

	関与している	関与していない
令和2年度	44 団体 (89.8%)	5 団体 (10.2%)
令和元年度	44 団体 (89.8%)	5 団体 (10.2%)

4 コンプライアンスの徹底等

(1) コンプライアンスに関する取組状況

公社等は、県と連携しながら公共サービスを提供する担い手として、県民福祉の向上等に大きな役割を果たしてきていることから、県民からの信頼のもと運営していくためにも、コンプライアンスの徹底と職員の意識醸成に努めており、取組の状況は次のとおりです。

	取組実施			未実施	
令和2年度	49 団体 (100.0%)	(重複あり)		0 団体 (0.0%)	
		コンプライアンスに関する規程			その他の 取組実施
		整備済	整備予定		
		38 団体 (77.6%)	1 団体 (2.0%)		48 団体 (98.0%)
令和元年度	49 団体 (100.0%)	(重複あり)		0 団体 (0.0%)	
		コンプライアンスに関する規程			その他の 取組実施
		整備済	整備予定		
		34 団体 (69.4%)	3 団体 (6.1%)		47 団体 (95.9%)

(2) 障害者雇用に関する取組状況

公社等は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和 35 年法律第 123 号)に基づき、障害者雇用を努めるものとしており、障害者雇用に関する取組の状況は次のとおりです。

区分	令和2年6月1日現在	令和3年6月1日現在
法定雇用率が課せられている団体 (常用労働者数が 43.5 人以上 ^(※) の団体)	9 団体	9 団体
法定雇用者数を達成している団体	3 団体	6 団体
法定雇用者数を達成していない団体	6 団体	3 団体
法定雇用率が課せられていない団体	40 団体	40 団体

※令和2年6月1日時点では、45.5人以上。宮城県土地開発公社、宮城県道路公社及び宮城県住宅供給公社は38.5人以上(令和2年6月1日時点40人以上)。

なお、除外率が適用となる団体は除外率適用後の常用労働者数に基づき算定。

5 インターネット等による情報公開の推進

県民がより簡単に情報を入手できるよう、インターネットを活用し、業務・財務に関する資料の公開に努めることとしており、公開の状況は次のとおりです。

	業務・財務に関する資料のうち、6項目以上公開している（会社法法人、その他法人は4項目）	業務・財務に関する資料のうち、6項目未満を公開している（会社法法人・その他法人は4項目）	ホームページで公開していない
令和2年度	44団体（89.8%）	4団体（8.2%）	1団体（2.0%）
令和元年度	43団体（87.8%）	4団体（8.2%）	2団体（4.1%）

なお、資本金や基本財産等の額の県出資割合が25%以上の団体、県の補助金等が5千万円以上かつ団体の予算規模の2分の1以上となる団体については、「出資団体等の情報の公表に関する要綱」に基づき、経営状況などに関する資料を県政情報センターと各地方振興事務所に設置している県政情報コーナーで閲覧に供しています。

＜業務・財務に関する情報公開の対象としている資料＞		
<input type="checkbox"/> 定款（寄付行為）	<input type="checkbox"/> 事業（営業）報告書	<input type="checkbox"/> 財産目録
<input type="checkbox"/> 役員等名簿	<input type="checkbox"/> 収支計算書	<input type="checkbox"/> キャッシュフロー計算書 （作成している場合）
<input type="checkbox"/> 事業計画書	<input type="checkbox"/> 貸借対照表	<input type="checkbox"/> 役員の報酬・退職金に関する規定
<input type="checkbox"/> 収支予算書（収支計画）	<input type="checkbox"/> 損益計算書（正味財産増減計算書）	

IV 第V期計画の進行管理

1 行政改革推進本部における進行管理

令和2年度の取組状況については、公社等の実績報告に基づく取りまとめを行い、令和3年8月2日に知事を本部長とする行政改革推進本部会議において本書のとおり決定しました。

2 公社等外郭団体総合調整委員会における進行管理

令和2年度の公社等外郭団体総合調整委員会では、下記の付議事項について審議を行いました。

日付	付議事項	団体名等
R3.2.1	公社等外郭団体への県職員派遣の適否について	公益財団法人みやぎ産業振興機構
R3.3.30	令和3年度公社等外郭団体の指定及び分類変更について ※書面による決議	公益財団法人東北自治研修所ほか47団体

3 公社等の自己管理等

公社等は、実施した取組に対する自己評価を行うとともに、その評価結果を団体改革計画表に記載し、知事、教育委員会及び公安委員会に提出しました。評価の結果は、次年度以降の経営に反映していくこととしています。

また、改善支援団体にあっては、改革スケジュールに基づき、経営改善に向けた取組を実施しました。

4 進行管理状況の公表

本計画の進行管理の状況は、「宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例」(平成 16 年宮城県条例第 54 号)に基づき議会に報告するとともに、ホームページで公表します。

【行政経営推進課ホームページ (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gyokei/>)】

参考 公社等外郭団体一覧【令和2年度指定49団体】（令和3.3.31現在）

<p>1 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを 出資している法人で、県の出資割合が4分の1 以上のもの（30団体）</p> <p>宮城県土地開発公社 仙台臨海鉄道株式会社 阿武隈急行株式会社 公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団 公益財団法人宮城県環境事業公社 公益財団法人宮城県文化振興財団 公益財団法人慶長遣欧使節船協会 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 一般社団法人東北地域医療支援機構 公益財団法人宮城県腎臓協会 宮城県信用保証協会 公益財団法人みやぎ産業振興機構 公益財団法人宮城県国際化協会 一般財団法人みやぎ産業交流センター 株式会社仙台港貿易促進センター 宮城県漁業信用基金協会 公益社団法人みやぎ農業振興公社 公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会 一般社団法人宮城県畜産協会 公益財団法人みやぎ林業活性化基金 一般社団法人宮城県林業公社 一般財団法人みやぎ建設総合センター 宮城県道路公社 公益財団法人宮城県フェリー埠頭公社 宮城県開発株式会社 塩釜港開発株式会社 仙台空港鉄道株式会社 宮城県住宅供給公社 公益財団法人宮城県スポーツ協会 公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター</p>	<p>2 県の出資割合が4分の1未満で次の要件のい れかに該当するもの</p> <p>(1) 出資割合が5分の1以上であり、かつ県が最 大出資者となっているもの（該当なし）</p> <p>(2) 県からの補助金等の割合が総収入の4分の1 以上のもの（17団体）</p> <p>公益財団法人東北自治研修所 一般社団法人宮城県危険物安全協会連合会 公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター 公益社団法人みやぎ被害者支援センター 一般財団法人宮城県地域医療情報センター 一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会 公益社団法人宮城県精神保健福祉協会 宮城県商工会連合会 宮城県中小企業団体中央会 公益社団法人宮城県トラック協会 宮城県職業能力開発協会 公益社団法人宮城県観光連盟 公益社団法人宮城県国際経済振興協会 一般社団法人宮城県農業会議 宮城県土地改良事業団体連合会 公益財団法人宮城県水産振興協会 公益社団法人宮城県建設センター</p> <p>(3) 県の施策との関連性、法人設立への県の関与 の程度から公社等外郭団体に指定するもの （2団体）</p> <p>宮城県農業信用基金協会 公益社団法人宮城県物産振興協会</p> <p>《指定49団体の内訳》</p> <p>公益財団法人 14団体 公益社団法人 9団体 一般財団法人 3団体 一般社団法人 6団体 特殊法人 10団体 社会福祉法人 1団体 株式会社 6団体</p>
---	--

